

## 委任契約書

一般社団法人高知県医師会（以下甲という）と特定健康診査等実施医療機関（以下乙という）とは次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は乙の代理人として特定健康診査等の結果の電子データ化に関する契約を株式会社富士通四国インフォテック及び一般社団法人幡多医師会と締結し、別紙実施要領に基づく提出書類及び費用の額（データ処理料・結果送付料）の受け渡しをするものとする。

第2条 乙は甲に対して契約等手数料として検査費用（＝特定健康診査等の基本項目）の額の5%を支払うものとする。

第3条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとするが、期間満了の2か月前までに甲乙いずれかから相手に対して本契約終了の書面による意向表明がなされなかった場合は、期間満了日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高知市丸ノ内1-7-45  
一般社団法人 高知県医師会  
会 長 野並 誠二

乙